

# 青森県報

第四千二百二十五号

平成二十八年  
十一月十四日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請……………(環境保全課) ……一  
 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請……………( 同 ) ……二  
 保安林の指定解除予定……………(林政課) ……三  
 右 同……………( 同 ) ……三

### 選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……三  
 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………( 同 ) ……三  
 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正……………( 同 ) ……四  
 右 同……………( 同 ) ……五  
 右 同……………( 同 ) ……五

## 告 示

青森県告示第七百十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

株式会社青森クリーン

2 住所

むつ市大字奥内字二又三二

3 代表者の氏名

代表取締役 加藤 秀人

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

むつ市大字奥内字二又山一の一

三 一般廃棄物処理施設の種類

一般廃棄物の最終処分場

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

産業廃棄物である燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、家畜ふん尿並びにばいじんと同様の性状を有する一般廃棄物並びにこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであってこれらの一般廃棄物に該当しないもの(これらのうち、特別管理一般廃棄物であるものを除き、石綿含有一般廃棄物であるものを含む。)並びに廃石綿等と同様の性状を有する一般廃棄物

五 申請年月日

平成二十八年九月二十日

六 申請書及び一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境保全課

下北地域県民局地域連携部むつ環境管理事務所

むつ市民生部環境政策課

2 期間

平成二十八年十一月十四日から同年十二月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

七 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年十二月二十七日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部環境保全課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の設置の場所及び種類

(三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第七百十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

株式会社青森クリーン

2 住所

むつ市大字奥内字二又二二

3 代表者の氏名

代表取締役 加藤 秀人

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

むつ市大字奥内字二又山一のー

三 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場(管理型)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、家畜ふん尿、ばいじん並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第二条第十三号に掲げる廃棄物(これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)並びに廃石綿等

五 申請年月日

平成二十八年九月二十日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境保全課

下北地域県民局地域連携部むつ環境管理事務所

むつ市民生部環境政策課

2 期間

平成二十八年十一月十四日から同年十二月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年十二月二十七日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部環境保全課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類

(三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第七百十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十八年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

三戸郡南部町大字吉米地字上根岸一〇三の九・字朝日二二の四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林を解除しようとする理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七百十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十八年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

三戸郡南部町大字吉米地字上根岸一〇三の九・字朝日二二の四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐々木ひでき後援会	佐々木 秀樹	佐々木 由江	下北郡大間町大字大間字冷水五四の二三	平成二六・一〇・一七

青森県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名) 自由民主党青森県 ちんたい支部 (鈴木 文武)	異動事項 新	政治団体の 名称 自由民主党青森 県ちんたい支部	自由民主党青森 県全管協ちんた い支部	平成 二六・九・三
自由党青森県参議 院選挙区第1総支 部 (平山 幸司)	異動事項 新	政治団体の 名称 自由党青森県参 議院選挙区第1 総支部	生活の党と山本 太郎となかまた ち青森県参議院 選挙区第1総支 部	平成 二六・一〇・三
自由党青森県総支 部連合会 (平山 幸司)	異動事項 新	政治団体の 名称 自由党青森県総 支部連合会	生活の党と山本 太郎となかまた ち青森県総支部 連合会	平成 二六・一〇・三

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名) 工藤正廣後援会 (中沢 豊美)	異動事項 新	会計責任者 工藤 敏洋	黒澤 伸夫	平成 二六・一〇・三
鈴木孝雄後援会 (工藤 光弘)	異動事項 旧	主たる事務 所所在地 南津軽郡田舎館 村大字野前字 西田六三の六	南津軽郡田舎館 村大字東光寺字 稲田六の一	平成 二六・一〇・四
スクラム10 (長嶺 渉)	代表者 長嶺 渉	代表者 長嶺 渉	傳法 善大	平成 二六・一〇・一〇
西村盛男後援会 (織笠 照彦)	代表者 針田 昌人	代表者 針田 昌人	傳法 善大	平成 二六・四・一
平政会 (平山 誠敏)	代表者 對馬 勉	代表者 對馬 勉	種市 秀範	平成 二六・一〇・七

山崎力後援会 (佐々木 義樓)	会計責任者 川村 智	本間 恵喜	二六・一〇・三
--------------------	---------------	-------	---------

青森県選挙管理委員会告示第八十九号

平成二十五年十一月二十九日青森県選挙管理委員会告示第七十六号(政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

平成二十八年十一月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政治団体の収支報告書の要旨の平成24年分③その他の政治団体のア統括表平山誠敏後援会の項中

7,542,971	8,617,471
1,544,971	1,544,971
5,998,000	7,072,500
5,946,399	7,020,899

を訂正する。

5,998,000	7,072,500
5,946,399	7,020,899
5,946,399	7,020,899

5,946,399

7,020,899

政治団体の収支報告書の要旨の平成24年分<sup>③</sup>その他の政治団体の<sup>①</sup>事業収入の内訳の表中

平山誠敏後援会	新春の集い	5,998,000	を
---------	-------	-----------	---

平山誠敏後援会	新春の集い	5,998,000	訂正あり。
	女性会「春の集い」	882,500	
	役員会	36,000	
	拡大幹部会	156,000	

青森県選挙管理委員会告示第九十号

平成二十六年十一月二十八日青森県選挙管理委員会告示第六十七号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十八年十一月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政治団体の収支報告書の要旨の平成25年分<sup>③</sup>その他の政治団体のア統括表平山誠敏後援会の項中

7,984,572

1,596,572

6,388,000

6,350,225

9,116,072

1,596,572

7,519,500

7,481,725

6,388,000

7,519,500

を

訂正あり。

226,800	226,800
226,800	226,800
6,123,425	7,254,925
6,123,425	7,254,925
6,123,425	7,254,925

政治団体の収支報告書の要旨の平成25年分<sup>③</sup>その他の政治団体の<sup>①</sup>事業収入の内訳の表中

平山誠敏後援会	新春の集い	6,388,000	を
---------	-------	-----------	---

平山誠敏後援会	新春の集い	6,388,000	訂正あり。
	女性会「春の集い」	847,500	
	役員会	36,000	
	拡大幹部会	248,000	

青森県選挙管理委員会告示第九十一号

平成二十七年十一月二十七日青森県選挙管理委員会告示第八十四号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十八年十一月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政治団体の収支報告書の要旨の平成26年分<sup>④</sup>その他の政治団体のア統括表平山誠敏

後援会の項中

7,936,347
1,634,347
6,302,000
6,155,175

9,132,347
1,634,347
7,498,000
7,351,175

6,302,000

7,498,000

を

に訂正する。

6,155,175

7,351,175

6,155,175

7,351,175

6,155,175

7,351,175

政治団体の収支報告書の題名の平成26年分(4)その他の政治団体の(1)事業収入の内訳の表中

平山誠敏後援会	新春の集い	6,302,000
---------	-------	-----------

を

平山誠敏後援会

新春の集い

6,302,000

女性会「春の集い」

1,003,000

役員会

36,000

に訂正する。

拡大幹部会

157,000

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭